

毎年12月3日～9日は障害者週間です

障害のある人もない人も共に生きる社会へ

障害者基本法では、みなさまに広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある方が社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加することを促進するため、毎年12月3日から9日を障害者週間と定めています。だれもが暮らしやすい、人にやさしいまちづくりをすすめましょう。

障害者虐待防止法をご存じですか？

～だれもが安心して暮らせる社会をつくりましょう～

障害者虐待防止法（正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）は、虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。障害者の安定した生活や社会参加を助けるために、みんなで虐待の防止に取り組みましょう。

こんなことは虐待になります！

- ①身体的虐待：障害者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また、正当な理由なく身動きできない状態にすること。
 - ②性的虐待：障害者に無理やり（または同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること。
 - ③心理的虐待：障害者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。
 - ④放置・放任（ネグレクト）：食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障害者の心身を衰弱させること。
 - ⑤経渓的虐待：本人の同意なしに障害者の財産や年金、賃金などを使うこと。また障害者に理由なく金銭を与えないこと。
- ※このほか、障害者本人が自らの生活や健康をそこなう状態のまま放置している場合をセルフネグレクト（自己による放任）といい、①～⑤の虐待と同様に、周囲からの積極的な支援が必要となります。



障害者虐待防止法では、障害者虐待の発見者は通報する義務があります。また虐待を受けた人は届出することができます。障害者虐待を受けたおそれのある人を発見したり、障害者虐待を受けたら、まずご連絡ください。通報などの秘密は守られ、通報・届出等を理由として不利益な取り扱いを受けることはありません。

お問い合わせ先 鏡野町保健福祉課 福祉係 担当：山崎 電話(0868)54-2986

身体障害者福祉協会に入りませんか

鏡野町身体障害者福祉協会は、町内で身体障害のある方の交流や情報交換のため活動しています。加入を希望される方は、下記までお問い合わせください。

加入資格……鏡野町内に居住し、身体障害者手帳を所持している方
活動内容……親睦会、グラウンドゴルフ大会 等

お問い合わせ先 鏡野町保健福祉課 福祉係 担当：阪手
電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891

ひきこもり相談窓口を設置しました

ひきこもりとは

学校への登校や、アルバイトを含む仕事など、外部との交流を避け、原則的に6カ月以上にわたって家庭にとどまっている方をいいます。ただ、ひきこもりには、買物やドライブなど他者と直接的な交流を持たない外出可能な方も含まれます。（厚生労働省の定義より）

ひきこもりと一言でいっても、ご本人やご家族が抱えている悩みや問題は様々です。どうすればよいかわからなかったり、将来が見えなくなり、不安に苦しめているならば、どうか一度ご相談ください。ひきこもりのご本人が相談に出向くことが困難な場合は、ご家族だけでのご相談も可能です。

保健師や心理士が対応させていただきます。ゆっくりお話を聞きたいので、まずはお電話でご予約をお願いします。

お問い合わせ先 ひきこもり相談窓口 保健福祉課 福祉係 担当：山崎・三上
電話(0868)54-2986